

- ・三条市の監査について
- ・ワンテーブルが三条市には損害が発生していないと認識していることについて

A 原告が三条市やワンテーブルをおしめる目的があるのではないかと推測せざるを得ない行為を繰り返している、と陳述していることについていざれも「係争中のため答弁は控える。」

する現場で出動不可と判断。

このたびの消火活動は、進入困難な延焼箇所であり、折り重なるがれきに阻まれての活動で鎮火までに時間を要したが、職員に2名の負傷者が出了ことを除けば適切であった。

Q 延焼被害を踏まえ、今後テナントにも延焼特約の付いた火災保険加入を促せないか。

A 検討する。

地域の百年の大計とも言える教育問題、須頃地区の目を見張るような発展と開発などに対し、三条市を前に進めるため、県央のトップリーダーとして

A 経常的経費の増加、市税収入の見えている。質問の内容に加えて、子育て教育環境の充実など、選びたくなるまち三条の実現に向けた必要な取り組みを進めるため熟慮を重ね予算編成に臨んでいきたい。

A 通しながら、財政状況は厳しいと考

Q ビジョンとして市民と共にづくり上げることが必要ではないか。

A 総合計画の基本構想を基に、注力分野を年度ごとにお品書きで示し市民理解に努めている。経済ビジョンや未来の学校検討委員会等のような形で市民と協働していく。

Q 現在策定中のマスタープランの事

A 業化について、都市計画道路下須頃上須頃線、市道上須頃262号線の整備が進んでいる中、須頃地区では、農地の宅地化が進み、農地が減少し、排水路は都市排水による流速の変化など、施設の維持管理に困難が生じている。

Q 三条市都市計画マスタープランについて

A 指摘のとおり、須頃地区において地排水が流入するなど変化が生じている箇所もある。また、市内全体から整備の要望があることから、状況を踏まえつつ必要に応じ整備を進めていきたい。

Q 三条市の移住促進策と定住促進策の現状と課題について

A 一定の効果は表れている。「これからも三条で暮らしたいと思つてもらうこと」が人口増につながると思う。

Q この施策の費用対効果を考えたところ、住んでいる人たちに支援があるのか。

A も三條で暮らしたいと思つてもらうこと」が人口増につながると思う。

Q 2003年の法改正により、市民サービスの向上などを目的に、指定管理者制度を採用してきたが、指定管理期間はこれでいいのか。人件費の高騰が業務の質の低下を招くようなことはないのか。さまざまな課題をどう考

野寄久雄議員の質問

民間事業者への市の事業の委託について

Q 2003年の法改正により、市民サービスの向上などを目的に、指定管理者制度を採用してきたが、指定管理期間はこれでいいのか。人件費の高騰が業務の質の低下を招くようなことはないのか。さまざまな課題をどう考

A 原則5年としている指定管理期間の柔軟な運用も必要と考えている。その他、他市の状況を調査・研究していきたい。

Q サービスの向上などを目的に、指定管理者制度を採用してきたが、指定管理期間はこれでいいのか。人件費の高

A えるのか。

Q 法令が変わり、国政選挙への導入が認められたらどうするのか。

A 今後すべての選挙において投票システムの実施が可能となった際には、システムの導入に係る経費なども踏まえながら検討していく。

Q 国が運用指針を見直したので、大阪府四條畷市は、令和6年12月執行の市長選挙および市議会議員補欠選挙で、全国で8年ぶりに電子投票を実施した。無効票や案分票を解消し、開票作業に従事する職員を大幅に削減できる電子投票システムを、三条市で導入しないのか。

A 一定の効果は表れている。「これからも三條で暮らしたいと思つてもらうこと」が人口増につながると思う。

Q この施策の費用対効果を考えたところ、住んでいる人たちに支援があるのか。

A も三條で暮らしたいと思つてもらうこと」が人口増につながると思う。

Q 2003年の法改正により、市民

A サービスの向上などを目的に、指定

Q この施策の費用対効果を考えたところ、住んでいる人たちに支援があるのか。

A も三條で暮らしたいと思つてもらうこと」が人口増につながると思う。

Q 脱炭素社会に向けて2050年ゼロカーボンシティ宣言すべきだ。

坂井良永議員の質問

Q 地球温暖化対策

A 主食の米は市場経済に任せるのでなく、消費者には買いやしい価格、生産者には再生産できる価格が求められる。所得補償・価格保障を国に求めていいだ。

Q 国に求めることは現段階では考えられない。

A 空き家に対する所有者の意識が高い、空き家の除却や流通促進に一定の効果があつたと捉えている。制度活用の中で市負担費用の回収や所有者不明物件の解消につなげていきたい。

Q 改正空き家法の施行について

Q この法律の施行後の三条市の現状と課題についてどのように考えていくのか。

A 空き家に対する所有者の意識が高い、空き家の除却や流通促進に一定の効果があつたと捉えている。制度活用の中で市負担費用の回収や所有者不明物件の解消につなげていきたい。

Q 改正空き家法の